

発表利用時の新型コロナウイルス対策に係るガイドライン(誓約書)

★発表利用・公演開催での利用に当たっては、以下の全項目を例外なく行うこと。

① 観客席の収容率について

これまで 50%(四方を空けた座席配置)としていた観客席の収容率について、当面令和3年2月末まで福岡県が示す「12月以降のイベント開催制限のあり方について(概要)【別添】」のイベント類型に応じた収容率とする。

② 収容率の考え方について

公演開催にあたっては、福岡県が示す「イベント開催時の必要な感染防止策【別紙1】」を確実に実施すること。

そして、その対策について実施計画書などに記したうえで施設職員と事前の打合わせを行うこと。また、催物(イベント等)の内容により、以下のとおりとする。

(1) 大声での歓声・声援等が想定されるもの

収容率は原則 50%以内となる。

※異なるグループ間または個人間は、座席を 1 席空ける。同一グループ(5 人以内)は座席間隔を設けなくてもよい。このルールが守られる場合に限り 50%を超えることは可とする。

(2) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの

収容率は 100%以内となる。

※大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができる体制をとるなど、「大声を出さないことの担保」が必要

※これまでの当該出演者・出演団体の開催実績(または類似のイベント)において、観客が大声での歓声・声援等を発し、または歌唱するなどの実態がみられないもの。

※実績等については、催物(イベント等)の主催者が、過去の実績等に基づく十分な説明を行うこと。

(十分な説明が行われない場合においては、この要件に該当しないものとする。)

※屋内イベント開催のあり方や、エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方は、【別紙6】【別紙7】のとおり。

③ 業種別ガイドライン等の遵守について

発表利用、公演開催にあたっては福岡県が示している「12月1日以降における催物の開催制限等について (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html>)」や、最新版の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」をはじめ、国が一覧表を掲示しているその他必要な業種別ガイドラインを遵守すること。

④ 全員マスク着用

出演者、主催者、観客など来館者全員、マスクを着用すること。

- チラシ・ポスターなどで開催告知される場合は「マスク着用での来館」を表示すること。
- お持ちでない方に対しては、主催者で配布すること。

⑤ 体調チェックの実施

来館者全員の体調チェックを行うこと。

- 非接触型体温計等を主催者で用意すること。

⑥ 手指の消毒(消毒液への誘導)

来館者全員、入場時の手指を消毒すること。また、観客用の消毒液を設置し、消毒液への誘導表示を行うとともに、必要に応じて誘導員を配置すること。

(施設として設置しておりますが、主催者名でも必ず表示をしてください。)

⑦ 「密」の注意喚起掲示

ロビー、楽屋、待機スペースなどでは「密」にならないように注意喚起を掲示すること。

必要な場合は口頭で注意すること。

⑧ 入場者リストの管理

入場者リストの管理(氏名、連絡先等)を行うこと。

⑨ 観客の入退場時の対応について

入退場時や集合場所における十分な間隔の確保すること。
 入場時には列形成のための立ち位置の目印を設置すること。誘導員を配置すること。
 退場時には必要に応じて規制退場を実施すること。誘導員を配置すること。
 入退場の導線(階段, エレベーター内など)も密にならないよう注意し, 必要に応じ誘導員を配置すること。

⑩ 対面する場でのビニールカーテン等設置

参加受付・物品販売等を行う場合はビニールカーテン等を設置すること。

⑪ トレーでの金銭受け渡し

物品販売, 参加料徴収等を行う場合はトレーでの金銭受け渡しをすること。

⑫ チケットもぎりについて

チケットもぎりはマスク・手袋着用で行うこと。

⑬ 出演者への対応について

出演・登壇される方については, 最新版の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(公益社団法人全国公立文化施設協会)」の対策を遵守してください。

⑭ 観客席における声援や激しい動きの制限について

観客席における声援や激しい動きを制限すること。
 また来場者に接触するような演出は行わないこと。

⑮ 終了後の速やかな退場

終了後は速やかに退場を促す掲示をすること。

⑯ 集団感染(クラスター)が発生したと疑われる事例が発生した場合

集団感染(クラスター)が発生したと疑われる事例が発生した場合には, ⑧の入場者リストの提出など保健所・医療機関等へ出来る限りの協力を行うこと。

★開催当日に, 以上の全項目が守られていない(対策不十分)と施設職員が認めた場合, 改善を促す注意勧告, 演出の変更, 表現の制限などを行います。改善が見られないときは「公演の途中であっても中止」していただくことがあります。また次回以降のご利用にあたっては, 感染症回避のための具体的な対策の提出が無い限り, ご利用いただけないことがあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため, 本団体が福岡市音楽・演劇練習場を利用するに当たりましては, 以上の事項を厳守し, 利用中止の指示があった場合はすみやかに利用を中止し, 施設を原状回復の上退去することを誓約いたします。

また, 利用中止によって損害を受けても, 市がその責めを負わないこと(市が損害の賠償責任を負わないこと)を承諾のうえ利用申請いたします。

申請者

所在地(住所) _____

代表者氏名 _____

会場責任者氏名 _____